

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 に関する法律の概要 平成25年6月改正

資料3

目的

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。

特定外来生物被害防止基本方針の策定及び公表

特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を政令で指定(107種類)

特定外来生物の飼養・輸入等の規制

飼養、栽培、保管又は運搬は、主務大臣の許可を受けた場合(学術研究等の目的で適正に管理する施設等を有する)等を除き、禁止
輸入は、許可を受けた場合を除き、禁止
個体識別措置等を講じる義務
野外への放出等は、主務大臣の許可を受けた場合(防除に資する学術研究の目的で基準を満たす)等を除き、禁止

防除

野外における特定外来生物について国のほか地方公共団体等の参加により防除を促進する。

輸入品等の検査等

特定外来生物等が付着・混入している輸入品等を検査し、必要に応じ消毒・廃棄を命ずる。

その他、輸入時に特定外来生物を確認する証明書の添付、調査、普及啓発、罰則等を規定。

未判定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるかどうか未判定の外来生物を主務省令で指定

未判定外来生物の輸入の制限

輸入者に届出義務判定が終わるまでの一定期間輸入を制限

主務大臣の判定

被害を及ぼすおそれあり

被害を及ぼすおそれなし

指定されない生物

規制なし

特定外来生物に指定されている生物の一覧

H . 25 . 9 . 1 . 現在

分類群	種 名
哺乳類 (23 種類)	フクロギツネ、ハリネズミ属全種、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、フィンレイソリス、タイリクモモンガ、トウブハイイロリス、キタリス、マスクラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、フィリマンゲース、ジャワマンゲース、シママンゲース、シカ亜科全種（アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ）、キョン
鳥類 (4 種類)	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類 (16 種類)	カミツキガメ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングスティケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ
両生類 (11 種類)	プレーズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類 (13 種類)	チャネルキャットフィッシュ、ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ホワイトバス、ストライプトバス、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
昆虫類 (8 種類)	テナガコガネ属全種、クモテナガコガネ属全種、ヒメテナガコガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ、コカミアリ
無脊椎動物 (20 種類)	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち 2 属全種、イトグモ属のうち 3 種、ゴケグモ属のうち 4 種（ハイイロゴケグモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ）、ザリガニ類 2 属全種と 2 種（アスタクス属全種、ウチダザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属全種）、モクズガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クワツガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物 (12 種類)	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタタ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオフサモ、スパルティナ・アングリカ、オオカワヂシャ

合計 107 種類

すべて在来の種・亜種を除く。

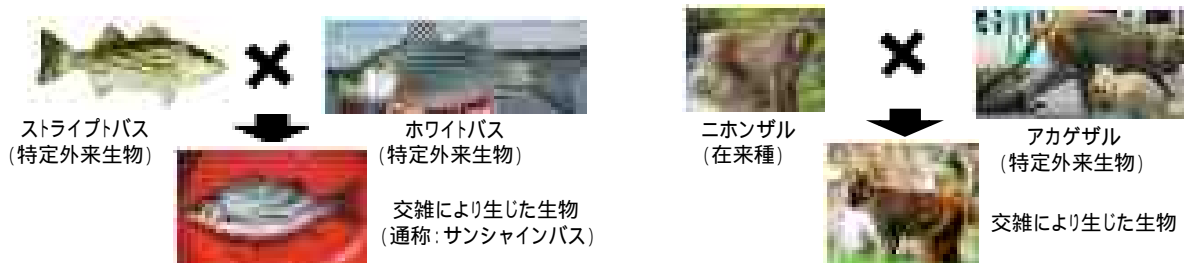
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (外来生物法)の一部を改正する法律について

法律の概要

外来生物による我が国の生態系等の被害を防止するため、特定外来生物の飼養、運搬、輸入等を規制するとともに、国等が防除等の措置を講ずるもの。

改正の必要性

現行法では、「外来生物」とは本来の生息地を海外に有するものと定義されていることから、異なる特定外来生物を人為的に交雑させて生じた生物や、特定外来生物と在来種が交雑して生じた生物はこれに該当しないため、規制対象にできない。



現行法では、特定外来生物の放出が禁止されているため、特定外来生物の個体に発信器を取り付けて野生下で行動調査を実施するなどの防除手法の開発を目的とした学術研究が実施できない。

輸入物資に特定外来生物が付着・混入している場合に、輸入者に消毒等の必要な対処を求める規定がない。

改正内容

- (1) 外来生物の定義を改め、特定外来生物が交雑して生じた生物についても特定外来生物に指定できることとする。
- (2) 防除の推進に資する学術研究のための特定外来生物の放出については、環境大臣等が許可できることとする。
- (3) 輸入物資に付着・混入している特定外来生物の消毒方法の基準を定めるとともに、環境大臣等が輸入者に対し消毒等の措置を命令できることとする。
公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する。

我が国の野生生物の保護と管理の一層の推進